

千葉県DX推進ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市町村や民間団体など様々な主体とともにDXの推進に取り組むためのシンボルとして作成した、「千葉県DX推進ロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾及び管理を行う機関)

第2条 ロゴマークの使用許諾及び管理は、千葉県が行う。

(使用方法等)

第3条 ロゴマークの使用方法は、千葉県DX推進ロゴマークガイドラインのとおりとする。

(使用の申込み)

第4条 ロゴマークの使用を申込する者(以下「申込者」という。)は、千葉県DX推進ロゴマーク使用申込書(別記第1号様式)に記入の上、知事に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。
 - (1) 県内市町村が使用するとき。
 - (2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (5) その他、知事が適当と認めるとき。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(使用の許諾)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

- (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (4) ロゴマークの使用に関し、千葉県DX推進ロゴマークガイドラインに定める趣旨や使用方法等と異なる使用をするおそれのあるとき。
 - (5) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - (6) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、千葉県DX推進ロゴマーク使用許諾通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
 - 4 知事は、使用を許諾しないときは、千葉県DX推進ロゴマーク使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 5 知事は、ロゴマークの利用推進を図る観点から、許諾の内容等について情報を公開することができる。

（許諾内容の変更の申込み）

- 第7条 許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、千葉県DX推進ロゴマーク使用内容変更申込書（別記第4号様式）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、千葉県DX推進ロゴマーク使用内容変更許諾通知書（別記第5号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 3 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、千葉県DX推進ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書（別記第6号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 4 第6条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用上の遵守事項）

- 第8条 使用の許諾を受けた者（以下「使用者」と言う。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許諾された内容により使用すること。
 - (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 千葉県DX推進ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
 - (4) 知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
 - (5) 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。

- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用禁止及び許諾の解除)

第9条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第6条第3項の条件に反したとき。
- (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 知事は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、千葉県DX推進ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 知事は第3項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(暴力団排除措置)

第10条 第9条の規定にかかわらず、知事は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、シンボルマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができるものとする。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(責任の制限)

第11条 使用者が、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に知事が定める。

2 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年12月20日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

千葉県DX推進ロゴマーク使用申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

千葉県DX推進ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	※商品名等
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格・金額等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

<連絡先> ※担当者名・電話番号・メールアドレス等

<添付書類>

※千葉県DX推進ロゴマークを使用する案件（商品・展示物等）ごとに必要

※裏面の誓約書も記載すること

（1）企画書（使用する商品・展示物・広告等の概要がわかるもの）

（2）レイアウトや設計図等の使用イメージがわかるもの

※千葉県DX推進ロゴマークを挿入する場所や大きさを示すこと。

（3）申込者の概要がわかる書面（名称・所在地・事業内容・団体の場合は
団体概要（会社概要）や構成員等がわかるもの等）

「千葉県DX推進ロゴマーク取扱要領」第10条各号に規定する暴力団排除措置に該当しないこと及び次の1（1）から（6）までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の2（1）から（6）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

1 禁止事項

- （1）千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあること。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあること。
- （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであること、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあること。
- （4）ロゴマークの使用に関し、千葉県DX推進ロゴマークガイドラインに定める趣旨や使用方法等と異なる使用をするおそれのあること。
- （5）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあること。
- （6）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めること。

2 遵守事項

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）別添の千葉県DX推進ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （5）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （6）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第2号様式（第6条第2項）

千葉県DX推進ロゴマーク使用許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付けで申込みのあった、千葉県DX推進ロゴマークの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用対象物品又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- 1 許諾された内容により使用すること。
- 2 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 別添の千葉県DX推進ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- 4 知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- 5 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 6 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第3号様式（第6条第4項）

千葉県DX推進ロゴマーク使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物品又はサービスに係る千葉県DX推進ロゴマークの使用については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

不承諾対象物品 又はサービス	
(理由)	

第4号様式（第7条第1項）

千葉県DX推進ロゴマーク使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

○年○月○日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

第5号様式（第7条第2項）

千葉県DX推進ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

第 年 月 日 号

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付で、申込みのあった千葉県DX推進ロゴマークの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- 1 許諾された内容により使用すること。
- 2 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 別添の千葉県DX推進ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- 4 知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- 5 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 6 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

第6号様式（第7条第3項）

千葉県DX推進ロゴマーク使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物件に係る千葉県DX推進ロゴマークの使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

許諾番号	不承諾対象物品又はサービス
(理由)	

第7号様式（第9条第3項）

千葉県DX推進ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付け第 号で許諾した、千葉県DX推進ロゴマークの使用について、
下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

- 1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容
- 2 理由